

令和 2 年 No.25

○東京学芸大学学術情報委員会規程等の一部を改正する規程

改正理由

委員会等の再編に伴い，所要の改正を行うものである。

承認経過

令和 2 年 3 月 11 日 教育研究評議会 審議・承認

東京学芸大学学術情報委員会規程等の一部を改正する規程を次のように制定する。

令和 2 年 3 月 12 日

国立大学法人東京学芸大学長

出 口 利 定

令和 2 年規程第 15 号

東京学芸大学学術情報委員会規程等の一部を改正する規程

次に掲げる規程の一部について，別紙新旧対照表の右欄を，左欄のように改正する。

- (1) 東京学芸大学学術情報委員会規程（平成 20 年規程第 5 号）
- (2) 東京学芸大学紀要出版規程（昭和 41 年規程第 2 号）

東京学芸大学学術情報委員会規程の一部改正について

改正理由：委員会等の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
東京学芸大学<u>学術情報会議</u>規程 (設置) 第1条 <u>東京学芸大学（以下「<u>本学</u>」という。）</u>に、東京学芸大学<u>学術情報会議</u>（以下「<u>学術情報会議</u>」という。）を置く。 (目的) 第2条 <u>学術情報会議</u>は、本学の教育研究・社会貢献活動等に係る学術情報の整備・利用及び国内外への発信に関して審議し、もって学術の振興と社会への貢献に資することを目的とする。 (審議事項) 第3条 <u>学術情報会議</u>は、次の各号に掲げる事項を審議する。 (1) 附属図書館の運営に関すること。 (2) 附属図書館の自己点検評価に関すること。 (3) <u>東京学芸大学リポジトリ</u>に関すること。 (4) <u>その他学術情報の整備等</u>に関すること。 (組織) 第4条 <u>学術情報会議</u>は、次に掲げる委員で組織する。 (1) 附属図書館長（以下「<u>館長</u>」という。） (2) <u>学系長</u> (3) 総務部長 (4) その他第6条第1項の<u>議長</u>が必要と認めた者 若干名 (任期) 第5条 前条第4号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (議長等) 第6条 <u>学術情報会議</u>に<u>議長</u>及び<u>副議長</u>を置き、<u>議長</u>は館長をもって充て、<u>副議長</u>は第4条第2号の委員のうちから<u>議長</u>が指名する。 2 <u>議長</u>は、<u>学術情報会議</u>を招集する。 3 <u>副議長</u>は、<u>議長</u>を補佐し、<u>議長</u>に事故あるときは、その職務を代行する。 (会議)	東京学芸大学<u>学術情報委員会</u>規程 (設置) 第1条 <u>本学</u>に、東京学芸大学<u>学術情報委員会</u>（以下「<u>委員会</u>」という。）を置く。 (目的) 第2条 <u>委員会</u>は、本学の教育研究・社会貢献活動等に係る学術情報の整備・利用及び国内外への発信に関して審議し、もって学術の振興と社会への貢献に資することを目的とする。 (審議事項) 第3条 <u>委員会</u>は、次の各号に掲げる事項を審議する。 (1) 附属図書館の運営に関すること。 (2) 附属図書館の自己点検評価に関すること。 (3) <u>東京学芸大学紀要（以下「<u>紀要</u>」という。）の編集</u>に関すること。 (4) <u>紀要の出版に係る具体的方針及び費用の配分等</u>に関すること。 (5) <u>東京学芸大学リポジトリ</u>に関すること。 (6) <u>その他学術情報の整備等</u>に関すること。 (組織) 第4条 <u>委員会</u>は、次に掲げる委員で組織する。 (1) 附属図書館長（以下「<u>館長</u>」という。） (2) <u>各学系の教授会構成員から選出された者 各1名</u> (3) 総務部長 (4) その他第6条第1項の<u>委員長</u>が必要と認めた者 若干名 (任期) 第5条 前条第2号及び第4号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (委員長等) 第6条 <u>委員会</u>に<u>委員長</u>及び<u>副委員長</u>を置き、<u>委員長</u>は館長をもって充て、<u>副委員長</u>は第4条第2号の委員のうちから<u>委員長</u>が指名する。 2 <u>委員長</u>は、<u>委員会</u>を招集し、<u>議長</u>となる。 3 <u>副委員長</u>は、<u>委員長</u>を補佐し、<u>委員長</u>に事故あるときは、その職務を代行する。 (会議)

第7条 <u>学術情報会議</u>は、委員の2分の1以上が出席し、かつ、第4条第2号の委員全員の出席がなければ、会議を開くことができない。ただし、第4条第2号及び第3号の委員については、当該委員が指名した代理者の出席を可とする。 2 議決を要する事項については、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 (委員以外の者の出席) 第8条 副学長は、必要に応じて<u>学術情報会議</u>に出席し、意見を述べることができる。 2 <u>学術情報会議</u>は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。 (部会) 第9条 <u>学術情報会議</u>は、必要に応じて部会を置くことができる。 2 部会の部会長は、第4条の委員が務めるものとする。 3 部会に関し必要な事項は、<u>学術情報会議</u>が別に定める。 (庶務) 第10条 <u>学術情報会議</u>の庶務は、総務部学術情報課が処理する。 (規程の改廃) 第11条 この規程の改廃は、教育研究評議会の議を経て学長が定める。 (補則) 第12条 この規程に定めるもののほか、<u>学術情報会議</u>の運営等に関し必要な事項は、<u>学術情報会議</u>が定める。 〔省略〕 附 則 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。 2 <u>東京学芸大学学術情報委員会紀要編集部会要項（平成20年4月23日制定）は廃止する。</u>	第7条 <u>委員会</u>は、委員の2分の1以上が出席し、かつ、第4条第2号の委員全員の出席がなければ、会議を開くことができない。ただし、第4条第2号及び第3号の委員については、当該委員が指名した代理者の出席を可とする。 2 議決を要する事項については、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 (委員以外の者の出席) 第8条 副学長は、必要に応じて<u>委員会</u>に出席し、意見を述べることができる。 2 <u>委員会</u>は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。 (紀要編集部会) 第9条 <u>委員会に、紀要の編集に関して必要な事項を審議するため、学系ごとの紀要編集部会を置く。</u> 2 <u>委員会</u>は、<u>前項に定める部会のほか、必要に応じて部会を置くことができる。</u> 3 部会の部会長は、第4条の委員が務めるものとする。 4 部会に関し必要な事項は、<u>委員会</u>が別に定める。 (庶務) 第10条 <u>委員会</u>の庶務は、総務部学術情報課が処理する。 (規程の改廃) 第11条 この規程の改廃は、教育研究評議会の議を経て学長が定める。 (補則) 第12条 この規程に定めるもののほか、<u>委員会</u>の運営等に関し必要な事項は、<u>委員会</u>が定める。 〔省略〕
--	---

東京学芸大学紀要出版規程の一部改正について

改正理由：委員会等の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
(目的) 第1条 この規程は、東京学芸大学紀要（以下「紀要」という。）の出版に関し<u>必要事項</u>を定め、紀要の能率的かつ公平な発行に資し、もって学術の向上をはかることを目的とする。 (発行) 第2条 紀要は、各学系（<u>教育実践創成講座及びセンター</u>は、総合教育科学系に含む。ただし、理科教員高度支援センターについては、自然科学系に含む。以下同じ。）において、自主的に発行するものとする。 (投稿) 第3条 各学系の専任教員は、所属学系の紀要に投稿するものとする。他の学系の紀要に投稿を希望するときは、当該学系に置く<u>教育実践研究推進本部紀要編集会議</u>に届け出るものとする。 2 外国人教師、特任教員、名誉教授、客員教授、客員准教授及び附属学校の専任教員は、希望する学系の紀要に投稿することができる。その場合は、投稿を希望する学系に属する専任教員の紹介を経て、当該学系に置く<u>教育実践研究推進本部紀要編集会議</u>の承認を得なければならない。 (著作権の譲渡) 第4条 <u>紀要に</u>掲載された論文の著作権は、<u>東京学芸大学</u>に帰属するものとする。ただし、当該論文が第三者の著作権その他の権利の侵害問題を生じさせた場合、一切の責任は著者が負うものとする。 2 <u>紀要に</u>掲載された論文の著者は、無許諾かつ無償で、当該著作物の再利用をすることができる。 (紀要の出版) 第5条 紀要の<u>出版</u>に関する<u>事項</u>は、<u>教育実践研究推進本部</u>が所掌する。 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規程は、令和2年4月1日から施行する。</u>	(目的) 第1条 この規程は、東京学芸大学紀要（以下「紀要」という。）の出版に関し<u>必要事項</u>を定め、紀要の能率的かつ公平な発行に資し、もって学術の向上をはかることを目的とする。 (発行) 第2条 紀要は、各学系（センターは、総合教育科学系に含む。ただし、理科教員高度支援センターについては、自然科学系に含む。以下同じ。）において、自主的に発行するものとする。 (投稿) 第3条 各学系の専任教員は、所属学系の紀要に投稿するものとする。他の学系の紀要に投稿を希望するときは、当該学系に置く<u>学術情報委員会紀要編集部会</u>に届け出るものとする。 2 外国人教師、特任教員、名誉教授、客員教授、客員准教授及び附属学校の専任教員は、希望する学系の紀要に投稿することができる。その場合は、投稿を希望する学系に属する専任教員の紹介を経て、当該学系に置く<u>学術情報委員会紀要編集部会</u>の承認を得なければならない。 (著作権の譲渡) 第4条 掲載された論文の著作権は東京学芸大学に帰属するものとする。ただし、当該論文が第三者の著作権その他の権利の侵害問題を生じさせた場合、一切の責任は著者が負うものとする。 2 掲載された論文の著者は、無許諾かつ無償で、当該著作物の再利用をすることができる。 (紀要の編集及び出版) 第5条 紀要の<u>編集及び出版</u>に関する<u>事項</u>については、<u>学術情報委員会</u>において<u>審議</u>する。 〔省略〕